

ビオラ市ヶ尾 Part1・Part2 ご入居費用

平成23年6月現在

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	681単位	752単位	822単位	893単位	953単位
自己負担額①	712円	786円	856円	934円	977円

※単位数は、看護体制加算(Ⅰ)(12単位)が含まれております。

所得に応じた負担限度額は下記の通りです

	対象者	食費②	居住費③
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	300円	820円
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	390円	820円
第3段階	市民税非課税世帯の方で上記2段階以外の方 市民税課税層における特例減額措置が適用となる方	650円	1,640円
第4段階	上記以外の方	1,870円	5,000円

※食費について、第4段階に該当する入居者の食費についての内訳は、「朝食:350円、昼食:870円、夕食:650円」となります。

自己負担額の合計 (①+②+③)

★1日あたりの負担額です

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,832円	1,906円	1,979円	2,054円	2,116円
第2段階	1,922円	1,996円	2,069円	2,144円	2,206円
第3段階	3,002円	3,076円	3,249円	3,224円	3,286円
第4段階	7,582円	7,656円	7,729円	7,804円	7,866円

介護保険の給付対象外料金

項目	内容	利用料金
おやつ等	希望により、コーヒーや紅茶及びおやつにかかる費用です。	150円/日
日常生活上必要な諸費用	希望により、歯ブラシやちり紙等の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用です。	実費相当額
教養娯楽費	希望により、レクリエーション、クラブ活動参加費として材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額
理美容にかかる費用	希望により、提携している業者が行う理美容サービスにかかる費用です。	実費相当額
複写物	希望により、複写に必要な費用です。	50円/枚

※経済状況の著しい変化、関係省庁の審議の状況、その他やむを得ない事情がある場合には変更することがありますので、ご了承下さい。

介護保険における加算

初期費用加算	施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限りかかる費用です。また、30日を超える入院後に施設での生活を再開した場合も同様とします。	32円/日
介護体制加算(Ⅰ)	入所者の重度化に伴う医療ニーズに対応する観点から常勤看護師の配置に対する加算です。(12単位/日)	11円/日
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づき腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。(23単位/日)	24円/日
看取り介護加算	利用者が施設が定める看取りに関する指針に従って亡くなられた場合、死亡日以前30日を上限としてかかる費用です。 ①死亡日以前4～30日(80単位/日) ②死亡日の前日、前々日(680単位/日) ③死亡日(1280単位/日)	①84円/日 ②711円/日 ③1,338円/日
入院時又は外泊時の費用	入院や外泊をした場合は、1ヶ月に6日間を限度としてかかる費用です。月をまたがる場合は、最大12日間を限度とします。(246単位/日)	257円/日

※入院時、外泊時は、居室の確保のための料金として、1日につき以下の費用が掛かります。

- ・第1段階～第3段階の方で6日以上入院又は外泊する場合
6日目までの期間: 料金表記載の居住費
7日目から施設に戻るまでの期間: 1,970円/日
- ・第4段階の方は、入院、外泊時翌日より料金表記載の居住費